

(参考) 更新期限月に手続きができなかった場合

更新期限月に手続きができなかった場合、更新期限月の月末で有資格者名簿から削除されます。削除された資格の再取得（復活）を希望する場合は、次のようにしてください。

◆更新申請が可能な場合

次の表を参考に更新期限月の翌月から起算して10か月目までの申請期間中であれば、更新申請を行ってください。

※更新期限月が不明な場合は契約課へお問い合わせください。

申請書の受付は各月1日から20日（土日祝日を除く）の間です。更新申請書提出要項で、申請に必要な書類や受付期間等をご確認ください。

[要項掲載場所]

事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 3.更新申請 > (2)要項・申請書

当該申請が受理された場合は、申請月の翌月から有資格者名簿に登載されます。次回更新期限月は登録される決算日の翌月から起算して1年7か月目となります。岡山市ホームページの有資格者名簿で登載期間をご確認ください。（申請月の1年後ではありません。）

更新期限月	更新申請が可能な最終受付月
令和5年 3月 未更新	令和6年 1月（申請書受付 令和6年 1月19日）まで更新申請可
令和5年 4月 未更新	令和6年 2月（申請書受付 令和6年 2月20日）まで更新申請可
令和5年 5月 未更新	令和6年 3月（申請書受付 令和6年 3月19日）まで更新申請可
令和5年 6月 未更新	令和6年 4月（申請書受付 令和6年 4月19日）まで更新申請可
令和5年 7月 未更新	令和6年 5月（申請書受付 令和6年 5月20日）まで更新申請可
令和5年 8月 未更新	令和6年 6月（申請書受付 令和6年 6月20日）まで更新申請可
令和5年 9月 未更新	令和6年 7月（申請書受付 令和6年 7月19日）まで更新申請可
令和5年10月 未更新	令和6年 8月（申請書受付 令和6年 8月20日）まで更新申請可
令和5年11月 未更新	令和6年 9月（申請書受付 令和6年 9月20日）まで更新申請可
令和5年12月 未更新	令和6年10月（申請書受付 令和6年10月18日）まで更新申請可
令和6年 1月 未更新	令和6年11月（申請書受付 令和6年11月20日）まで更新申請可
令和6年 2月 未更新	令和6年12月（申請書受付 令和6年12月20日）まで更新申請可

◆新規申請が必要な場合

更新申請が可能な期間を経過した場合は、新規申請による手続きが必要です。新規申請の受付は年4回（2月、5月、8月、11月の土日祝日を除く1日から15日まで）で、申請月の翌々月から有資格者名簿に登載されます。

詳細は、新規申請書提出要項をご確認ください。

[要項掲載場所] 事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 2.新規申請 > (2)要項・申請書

＜資格の再取得（復活）の新規申請を行う場合の注意点＞

- ・建設工事部門へ再度登載された場合は、岡山市指名停止基準に基づき有資格者名簿登載から5か月間は指名留保となります。

◆電子入札システムを利用する場合は、電子入札コアシステム対応認証局が発行するICカードを購入し、「岡山県電子入札共同利用システム」で利用者登録を行う必要があります。

※簡易認証（ID・パスワード）により電子入札システムを利用する場合は、利用申請書を岡山市へ提出する必要があります。

【手続きや利用に関する問合せ先】

岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話 0120-432-198

※詳細は「岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト（はじめて利用される方へ）」をご覧ください。

(<http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>)